

# 経 済 産 業 省

20210224製局第1号  
令和3年3月8日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和3年2月24日付け警察庁丙組組企発第17号、警察庁警備局長から令和3年2月24日付け警察庁丙備企発第22号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和3年2月24日付け外務省告示第69号により、国家公安委員会委員長が令和3年2月24日付け国家公安委員会告示第5号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機 密 性 1

警察庁丙組組企発第 17 号  
警察庁丙備企発第 22 号  
令和 3 年 2 月 24 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長  
警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 143）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 3 年 2 月 24 日付け外務省告示第 69 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」（令和 3 年 2 月 24 日付け国家公安委員会告示第 5 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第六十九号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和二年外務省告示第四百二十六号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和三年二月十九日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第一千二百六十七号4(b)、第一千三百三十三号8(c)、第一千三百九十号2(a)、第九百八十八号1(a)、第九百八十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

外務大臣 茂木 敏充

令和三年二月二十四日  
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	発出通
<p>(別表)</p> <p>1. ~396. [略]</p> <p><u>397. 削除</u></p>	<p>(別表)</p> <p>1. ~396. [同左]</p> <p><u>397.</u> サイド・ベン・アブドゥルハキム・ベン・オマール・アル・シェリーフ (別名: (a) シェリーフ・サイド、1970年1月25日にチュニジアにて出生 (b) ビンハマダ・ホクリ、1970年1月25日にチュニジアの Sosa にて出生 (c) フクリフ・アタフ、1971年1月25日にチュニジアの Solisse にて出生 (d) ビン・ホモダ・チョクリ、1970年1月25日にチュニジアのチュニスにて出生 (e) アテフ・シェリーフ、1973年1月12日にアルジェリアにて出生 (f) シェリーフ・アタフ、1973年1月12日にアルジェリアの Aras にて出生 (g) アタフ・シェリーフ・サイド、1973年1月12日にチュニジアのチュニスにて出生 (h) シェリーフ・サイド、1970年1月25日にチュニジアのチュニスにて出生 (i) シェリーフ・サイド、1973年1月12日にアルジェリアにて出生 (j) ジャラル(k) ユーセフ (l) アブ・サルマン (m) サイド・テミミ)</p> <p>SAID BEN ABDELHAKIM BEN OMAR AL-CHERIF</p> <p>(original script: سعيد بن عبد الحكيم بن عمر الشريف)</p> <p>(a.k.a.: (a) Cherif Said, born 25 Jan. 1970 in Tunisia (b) Binhamoda Hokri, born 25 Jan. 1970 in</p>

Sosa, Tunisia (c)Hcrif Ataf, born 25 Jan. 1971 in Solisse, Tunisia (d)Bin Homoda Chokri, born 25 Jan. 1970 in Tunis, Tunisia (e)Atef Cherif, born 12 Dec. 1973 in Algeria (f)Sherif Ataf, born 12 Dec. 1973 in Aras, Algeria (g)Ataf Cherif Said, born 12 Dec. 1973 in Tunis, Tunisia (h)Cherif Said, born 25 Jan. 1970 in Tunis, Tunisia (i)Cherif Said, born 12 Dec. 1973 in Algeria (j) Djallal (k)Youcef (l)Abou Salman (m)Said Tmimi)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1970年1月25日

出生地：Manzil Tmim, Tunisia

国籍：チュニジア

旅券番号：チュニジア旅券 M307968 (2001年9月8日発行、2006年9月7日失効)

ID番号：不明

住所：Corso Lodi 59, Milan, Italy

国連制裁委員会による指定日：2003年11月12日 (2005年12月20日、2007年12月21日、2009年1月30日、2011年5月16日、2019年12月6日及び2020年9月10日に改訂)

その他の情報：母親の名前は、Radhiyah Makki。2008年2月7日に、イタリア・ミラノ上訴法廷にてテロ組織に

属していたとして8年10ヶ月の懲役判決を受ける。同判決は2009年1月15日にイタリア最高裁にて認められ、2008年2月をもって同判決は確定となった。2013年11月27日にイタリアからチュニジアに追放された。国連安全保障理事会決議第1822号(2008年)に基づく見直しは2010年5月6日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号(2017年)に基づく見直しは2019年12月4日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：  
<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-JN-Notices-Individuals>

398. ~720. [略]

721. 削除

398. ~720. [同左]

721. エムラー・エルドアン (別名: (a) イムラーン・アル・クルディ (b) イムラーン (c) イムラン (d) イムラン・イブ・ハッサン (e) サラハッディン・エル・クルディ (f) サラハッディン・アル・クディ (g) サラハッディン・アル・クルディ (h) サーフ・アルディン (i) スレイマン (j) イスマトッラー (k) イスマトウッラー (l) イスマトウッラー・アル・クルディ)  
EMRAH ERDOGAN (a.k.a.: (a) Imraan Al-Kurdy (b) Imraan (c) Imran (d) Imran ibn Hassan (e) Salahaddin El Kurdy (f) Salahaddin Al Kudy (g) Salahaddin Al-Kurdy (h) Salah Aldin (i) Sulaiman (j) Ismatollah (k) Ismatullah

(1) Ismatullah Al Kurdy

称号：不明

役職：不明

生年月日：1988年2月2日

出生地：Karliova, Turkey

国籍：ドイツ

旅券番号：不明

ID 番号：ドイツ BPA C700RKL8R4 (2010年2月18

日発行、2016年2月17日失効)

住所：Werl prison, Germany (2015年5月以降)

国連制裁委員会による指定日：2015年11月30日

その他の情報：パキスタンの北ワジリスタン地方において、アル・カーイダ(166. に指定した団体) (2010年-2011年)と、また、ソマリアにおいて、ハラカト・アル・シャバブ・アル・ムジャヒディーン(アル・シャバブ) (2011年-2012年)と提携した、元外国人テロ戦闘員。2014年にドイツ、フランクフルト高等地方裁判所にて、懲役7年の有罪判決を受けた。目の色および髪の色は茶、がっしりとした体格で、体重は92kg、身長は176cm、背中の右側に母斑がある。母親の氏名はEmine Erdogan で、父親の氏名はSait Erdogan。

722. ~787. [略]

722. ~787. [同左]

722. ~787. [略]

○国家公安委員会告示第五号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和三年二月二十四日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

1 氏名 サイド・ビン・アブドゥルハキム・ビン・オマール・アル・シエラーフ (SAID BEN ABD ELHAKIM BEN OMAR AL-CHERIF)

名簿に記載された年月日 2003年11月12日（2005年12月20日、2007年12月21日、2009年1月30日、2011年5月16日、2019年12月6日及び2020年9月10日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-66

2 氏名 エムラー・エルドアン (EMRAH ERDOGAN)

名簿に記載された年月日 2015年11月30日

名簿記載者公告番号 QI-250